

第 2 節 計画の目標

この計画の効果的な推進を図るため、国の基本指針を踏まえ、計画の目標年（平成 17 年度）及び長期目標年（平成 22 年度）における数値目標を設定します。なお、この目標については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行うものとします。

1 一般廃棄物

一般廃棄物の排出量は増加傾向にありますが、可能な限りごみの排出抑制を行い、国の目標値（対平成 9 年度で平成 22 年度排出量を 5 % 削減）に対し、現状（平成 9 年度）に比して、平成 17 年度において前倒しで約 5 % 削減することとします。また、平成 17 年度において、再生利用量については、10 % を約 20 % に増加させるとともに、総排出量に占める最終処分量の割合を 20 % から約 15 % へと概ね 5 % 削減します。

（単位：千 t / 年）

	現 状 (平成 9 年度)	計画目標年 (平成 17 年度)	長期目標年 (平成 22 年度)
排出量	6 5 6	6 2 3	6 1 8
再生利用量	6 6 (10 %)	1 2 5 (20 %)	1 4 8 (24 %)
中間処理による減量	4 5 9 (70 %)	4 0 4 (65 %)	3 9 0 (63 %)
最終処分量	1 3 1 (20 %)	9 4 (15 %)	8 0 (13 %)

注) () 内は、各年度とも排出量に対する割合。現状の年度は、国に合わせて平成 9 年度とした。

2 産業廃棄物

産業廃棄物については、本県の産業構造等の地域特性や排出量等の予測結果を勘案し、排出量については、現状（平成 12 年度）に対して、平成 17 年度において、排出量の増加を 3 % に抑制し、再生利用量を 56 % から 64 % に増加させるとともに、総排出量に占める最終処分量の割合を 9 % から 5 % に削減します。

（単位：千 t / 年）

	現 状 (平成 12 年度)	計画目標年 (平成 17 年度)	長期目標年 (平成 22 年度)
排出量	6, 7 3 1	6, 9 0 9	7, 0 2 2
再生利用量	3, 7 4 3 (56 %)	4, 4 5 2 (64 %)	4, 5 8 2 (65 %)
中間処理による減量	2, 3 4 3 (35 %)	2, 0 5 9 (30 %)	2, 0 8 1 (30 %)
最終処分量	6 0 1 (9 %)	3 6 6 (5 %)	3 2 5 (5 %)

注) () 内は、各年度とも排出量に対する割合

第 3 節 関係者の役割

循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法においては、国、地方公共団

体、事業者、国民が全体で取り組んでいくためのそれぞれの責務について明確にしているところです。廃棄物は、個々の県民生活や事業活動に直接係わるものであり、循環型社会の構築を共通の目標として、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割と責任を十分認識したうえで相互のパートナーシップによる積極的な取組みが重要です。

1 県民の役割

県内の一般廃棄物の排出量は、増加傾向にあり、平成 11 年度の県民一人一日当たりのごみの排出量は、1,006 g となっています。県民は、毎日平均してこれだけのごみを排出していることから、今日のごみ問題の原因者の一主体であることを認識し、一人一人が適正処理やモラルの向上に努めて、自らの日常生活において 4 R のライフスタイルの実践に取り組んでいくことが必要です。

また、廃棄物処理に係る正しい知識をもち、循環型社会にあってもそれを支えるリサイクル施設や廃棄物処理施設の確保が図られる必要があることを認識し、理解を深める必要があります。

(求められる県民の役割)

- ・これまでの大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、ごみを出さない買い物や生ゴミの堆肥化等ごみの発生抑制、リサイクル等を常に意識した循環型のライフスタイルへの転換を図る。
- ・日常生活の中で、排出したごみの最終的な処理までも視野に入れて、再生品やリサイクルしやすい製品の優先的購入、修理などによる長期使用など最大限にごみを減らす。
- ・やむを得ずごみを排出する場合は、定められた分別方法によって排出する。
- ・市町村等が実施する分別収集への協力、町内会等で実施する資源ごみの集団回収への参加など行政、事業者が行うリサイクル推進の取組みに積極的に協力・参加する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物や事業系の一般廃棄物を排出しており、また、製造した製品はいずれ廃棄されることになり、環境へ負荷を与える原因ともなっています。このため、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで責任を負う拡大生産者責任や、廃棄物の処理に関し排出事業者責任を十分認識し、循環型社会の構築を考慮した事業活動を行う必要があります。

(求められる事業者の役割)

- ・製造事業者は、製品の製造段階では再生原料の使用を心がけるとともに、発生・排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫や技術開発に取り組むほか、製品が廃棄物になったときまでを視野に入れた環境にやさしい製品づくりに努める。
- ・流通事業者は、廃棄物の量を増加させない商品、再生品の利用拡大に努めるとともに、資源回収も積極的に実施する。
- ・排出事業者は、廃棄物の発生を抑制する事業活動の推進を図るとともに、発生する廃棄物については分別と資源化を促進する。また、排出した廃棄物は、その処理が完了するまで責任をもって管理する。